

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町協賛取扱要項

1 目的

この要項は、高原町で開催される第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾又は大会の運営に要する用具（以下、「協賛物品」という。）について受け入れるものとし、協賛物品の例は別表第1のとおりとする。
- (2) 資金による協賛の申入れがあった場合は、その資金を大会の協賛物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、設置及び撤去等に係る費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示できない場合は、この限りでない。
- (2) 前号の協賛表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、承認を得て行うものとする。
- (3) 協賛者への呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇社は、	日本のひなた宮崎国スポ・障スポ	高原町開催競技を応援しています。 高原町開催アーチェリー競技会の協賛企業です。
-------	-----------------	--

※ 町・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

6 協賛への謝意

- (1) 実行委員会は、協賛物品等の提供を受領したときは、協賛者に感謝状の贈呈等を行うことができる。
- (2) 協賛への謝意基準は別表第2のとおりとする。
- (3) 協賛についてのホームページ上での紹介及び掲載内容については別表第3のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会の終了日までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

別表第 1（協賛物品の例）

項目	物品名
啓 発 用	のぼり旗、横断幕、ポスター、ポケットティッシュ など
おもてなし用	飲料水、参加記念品、特産品 など
競 技 会 用	スタッフ衣類（服飾、帽子等）、資料用袋 など
開 催 準 備 用	自動車（貸与）、事務用品（貸与） など
そ の 他	実行委員会との協議による

別表第 2（謝意基準）

協賛者	協賛物品等総額	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体	30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	30万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—
備考				
(1) 協賛物品等については、町価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。				
(2) 贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ、実施する。				

別表第 3（掲載内容）

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の 呼称使用
企業 ・ 団体	5万円以上	協賛者ロゴ(バナー)貼付、写真及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載	使用可
	5万円未満	協賛者名掲載			